

○漁業経営改善制度の運用について
(平成 14 年 7 月 1 日付け 14 水漁第 739 号水産庁長官通知)

改正 平成 18 年 3 月 31 日 17 水漁第 2986 号
平成 20 年 3 月 13 日 19 水漁第 3569 号
平成 20 年 10 月 1 日 20 水漁第 1636 号
平成 29 年 3 月 31 日 28 水漁第 1769 号
令和 3 年 8 月 12 日 3 水漁第 683 号
令和 4 年 9 月 22 日 4 水漁第 860 号
令和 5 年 3 月 20 日 4 水漁第 1659 号
令和 7 年 4 月 1 日 6 水漁第 1891 号

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和 51 年法律第 43 号。以下「法」という。）に基づく漁業経営改善制度の運用については、法、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令（昭和 51 年政令第 132 号。以下「令」という。）、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行規則（昭和 51 年農林省令第 24 号。以下「規則」という。）、漁業経営の改善に関する指針（平成 29 年農林水産省告示第 504 号。以下「改善指針」という。）及び漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法の運用について（平成 14 年水漁第 741 号農林水産事務次官依命通知。以下「次官通知」という。）によるほか、下記によるものとする。

記

第 1 改善計画の作成・申請

- 1 法第 4 条第 1 項の漁業者又は漁業協同組合等は、同項の規定に基づき漁業経営の改善に関する計画（以下「改善計画」という。）を作成しようとするときは、規則別記様式第 1 号によるほか、別記の記載上の留意事項に従って必要事項を記載するものとする。
- 2 法第 4 条第 1 項の漁業協同組合等（以下「漁業協同組合等」という。）は、直接又は間接の構成員（以下単に「構成員」という。）である漁業者が改善計画を作成するに当たっては、適切な指導を行うよう努めるものとする。
- 3 漁業協同組合等の構成員である漁業者は、改善計画の認定の申請を行おうとするときは、構成員となっている漁業協同組合等の意見書（新規就業者型で申請を行おうとする場合は、意見書に代えて推薦書（参考 3 参照））を添付し、かつ、当該漁業協同組合等を経由して、その申請を行うものとする。

ただし、申請者が複数の漁業協同組合等の構成員となっている場合にあつては、改善計画の主たる内容である漁業種類、改善計画の作成指導を受ける際の利便性等を勘案し、所属する漁業協同組合等とも相談の上、いずれか 1 つの団体を選択するものとする。

また、漁業者は、以下に掲げる場合にあっては、直接、都道府県知事又は農林水産大臣（以下「認定行政庁」という。）に申請書を提出するものとする。

- ① 改善計画の主たる内容が複数の漁業種類にわたり、かつ、関係する漁業協同組合等も複数にわたる場合であって、いずれか1つの団体を選択することが困難な場合
 - ② 複数の漁業者が共同で改善計画を作成し、その代表者が構成員となっている漁業協同組合等が複数にわたる場合であって、いずれか1つの団体を選択することが困難な場合
 - ③ 漁業者が漁業協同組合等と共同で改善計画を作成した場合であって、その代表者に漁業協同組合等が含まれているとき
 - ④ 漁業者が、認定行政庁に直接提出することを希望する場合
- なお、漁業協同組合等が単独で又は共同して改善計画を作成した場合にあっては、漁業協同組合等による意見書の添付等は要しない。

第2 改善計画の認定基準

改善計画の認定基準は、法第4条第3項に規定されているが、その判断に当たっては、申請に係る漁業をめぐる経営環境の推移、申請者の資産及び負債の状況、申請者の経営実績及び直近1年間の漁業に関する法令（漁業法（昭和24年法律第267号）、水産資源保護法（昭和26年法律第313号）、臘虎臘肭獸獵獲取締法（明治45年法律第21号）、持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）、内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号）及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和2年法律第79号）並びにこれらの法律に基づく命令をいう。以下同じ。）の遵守の状況等を総合的に勘案するとともに（次官通知第二の1の(2)の⑦）、以下の要件等を検討するものとする。

- 1 漁業経営の改善の目標、漁業経営の改善による経営の向上の程度を示す指標、漁業経営の改善の内容及び実施時期の各事項が改善指針に照らして適切なものであること（法第4条第3項第1号）について

- ① 経営の向上の程度を示す指標について

ア 漁業者についての判断基準

(ア) 一般型

計画期間（5年）における減価償却前利益、付加生産額、従業員一人当たりの減価償却前利益又は従業員一人当たりの付加生産額のいずれかの伸び率が、基準値以上であること（これらの指標を初めて用いる場合の基準値は15%（漁業者が、新規事業の実施、新たな技術・手法の導入、新たな資源管理の実施、環境に配慮した事業活動の実施、新たな販売手法の導入・販路の開拓又は組織再編若しくは他の事業者との連携強化に取り組む場合（具体的な取組等については、表1に示す。）においては、5%）とし、直近の改善計画において基準値を上回る伸び率で漁業経営を改善した者が次期改善計画の認定の申請を行う場合には、当該基準値から5%削減した値を新たな基準値とすることができることとする。ただし、新たな基準値は5%を下回るこ

とはできない。) (改善指針第三)。

ただし、上記基準値削減規定の適用があるのは、直近の改善計画の終了後2年以内に次期改善計画の認定の申請を行う場合に限る。

「直近の改善計画において基準値を上回る伸び率で漁業経営を改善した者」とは、直近の改善計画の最終年度において指標の伸び率が基準値を上回った者又は最終年度において指標の伸び率が資源量の変動等のやむを得ない事由で基準値を下回った者のうち、直近の改善計画の3年目以降の年度において指標の伸び率が基準値を上回る年度があった者とする。

表 1

基準値を5%以上とする取組	具体的な取組	考え方(具体例等)
新規事業の実施	海業等への新規取組	自らの生産物を加工・販売する施設や同生産物を提供する飲食店・宿泊施設の整備・運営等の取組等。
	他の漁業種類への着手・転換	特定魚種の不漁等の状況を踏まえた形での漁獲対象種・漁法の複数化に対応する漁船の導入、養殖業への新規着業等の取組等。
新たな技術・手法の導入	スマート水産技術の導入	生産活動の省力化、効率化、生産物の付加価値向上等に資する海洋環境情報や漁獲情報の収集・共有等のための機器・システムの導入の取組等。
	生産履歴等の電子化	養殖業における給餌や投薬の日時、種類、量等の生産履歴等に係る情報を電子的に記録・管理する取組等。
新たな資源管理の実施	漁業法に基づく特定水産資源の拡大への対応	漁業法に基づく漁獲可能量による管理の対象となる資源(特定水産資源)とすることが検討・議論されている資源を一定程度以上漁獲している漁業者において、当該資源が特定水産資源となることを前提に、かかる検討・議論(当該資源に係る評価結果を含む。)を十分踏まえた改善計画の策定。更に、当該資源が特定水産資源となった場合には、配分される大臣管理漁獲可能量又は知事管理漁獲可能量を超えないように漁獲量の管理を行うために効果的なものとするための資源管理協定の見直し・変更等の実施。
	漁業法に基づく漁獲割当てによる管理の導入への対応	漁業法に基づく漁獲割当てによる管理が導入されている又は導入することが検討・議論されている資源を漁獲している漁業者において、当該管理の運用状況又はかかる検討・議論を十分踏まえた改善計画の策定。更に、状況に応じて年次漁獲割当量の移転を行う等、制度の円滑な運用に資する対応。
環境に配慮した事業活動の実施	人工種苗や配合飼料への転換	関係する技術開発等の状況に応じ、環境負荷が少なく給餌効率の良い配合飼料、魚粉割合の低い配合飼料、養殖用人工種苗の使用割合を増やす取組等。

	水産エコラベル認証の取得	水産物が持続可能な漁業・養殖業由来であることを示す水産エコラベル認証（MSC 認証、ASC 認証、MEL 認証など世界水産持続可能性イニシアチブ（GSSI）の認証を受けたもの）を取得する取組。
	海洋ごみの持ち帰り処分	操業中に回収した海洋ごみの持ち帰り及びその適正な処分を行う取組。
新たな販売手法の導入・販路の開拓	輸出	輸出対象魚種や輸出先国の拡大、輸出対象生産物の付加価値向上等により、輸出数量や輸出金額を増大させる取組等。
	インターネットによる直接販売	インターネットを通じた生産物の直接販売により、販売収入の増大を図る取組等。
	販売先の分散化	新たな販売先（輸出やインターネット販売を含む。）を開拓し、多様な販路を確保する取組等。
組織再編又は他の事業者との連携強化	合併/事業譲渡/分社化/事業承継	経営体制を見直し、合併・事業譲渡、分社化、事業承継等により経営の合理化・効率化を図る取組。
	他事業体との連携・作業の共同化	同業他者との作業の共同化や水産加工業者等関連産業に係る事業者との連携により生産プロセスの合理化・効率化や生産物の高付加価値化を図る取組。

(イ) 地域連携型

- i 浜プラン等（「浜の活力再生プラン、浜の活力再生広域プラン又は漁船漁業構造改革広域プラン」をいう。以下同じ。）に基づく取組であって、当該浜プラン等における所得向上の目標達成への貢献が見込まれるものを実施すると認められる者であること（改善指針第三）。

「浜プラン等に基づく取組」と認められるためには、改善計画の取組内容の全部又は一部が浜プラン等に記載されている具体的取組内容と一致していることを要するものとする。

- ii 計画期間（3年以上5年以内）における減価償却前利益の伸び率が、浜プラン等における所得向上の目標値の伸び率以上であること（改善指針第三）。

ただし、計画期間は浜プラン等の実施期間を1年以上含んで設定することとし、計画期間を3年又は4年と設定する場合にあっても、目標値は5年で設定する場合と同じ値（浜プラン等における所得向上の目標値の伸び率以上）を設定するものとする。

(ウ) 新規就業者型

- i 新たに漁業経営を開始した後3年未満の者であって、一定の漁労に関する知識及び技術を有すると認められるものであること（改善指針第三）。

「一定の漁労に関する知識及び技術を有すると認められる」者とは、漁業に関する長期研修を1年以上受講した者又はこれと同等の漁労に関する知識及び技術を有すると漁業協同組合若しくは行政庁が認める者（漁家子弟等）とする。

- ii 計画期間（５年）終了時における減価償却前利益が、地域における同一の漁業種類の平均値以上であること（改善指針第三）。

「地域における同一の漁業種類の平均値」とは、構成員となっている漁業協同組合における同一の漁業種類を営んでいる者のサンプル（1/2 以上を推奨）を使用した平均値とする。ただし、合併した漁業協同組合にあっては、所属支所等における同一の漁業種類を営んでいる者のサンプル（1/2 以上を推奨）を使用した平均値とすることができる。

イ 漁業協同組合等についての判断基準

漁業協同組合等が漁業者と共同で改善計画を作成した場合にあっては、当該漁業協同組合等による改善計画の実施により、共同で改善計画を作成した漁業者について、アの判断基準を満たすものであること。

また、漁業協同組合等が単独で又は他の漁業協同組合等と共同で改善計画を作成した場合にあっては、当該漁業協同組合等による改善計画の実施により、その構成員である漁業者のうち別途改善計画の認定を受けた者の当該改善計画の達成に資すると認められること（改善指針第三）。なお、漁業協同組合等が自ら営む漁業により改善計画を作成する場合には、一漁業者としての扱いとなり、アの判断基準を用いることになるので留意すること。

なお、複数の漁業者又は漁業協同組合等が共同して改善計画を作成する場合にあっては、全体としての指標と、参加者個々の指標のいずれでも用いることができる（改善指針第三）。

② 漁業経営の改善の内容について

ア 自らの経営環境、新規投資に当たっての費用対効果について十分に考慮しており、設備投資の過剰にはつながらないと認められること（改善指針第二）。

イ 漁業者が、その漁業経営の改善に当たって、漁業に関する法令を遵守するとともに、次に掲げる自主的な資源管理又は漁場改善に取り組む者、漁獲量の大部分が漁業法第 8 条第 3 項に規定する漁獲割当てにより管理されており、同法第 124 条第 1 項に基づく資源管理協定の認定を受けることが実態上困難であると認められる者又は同法第 60 条第 2 項に規定する区画漁業権に基づかない養殖業を営んでおり、持続的養殖生産確保法に基づく漁場改善計画に取り組むことができない者であること及び当該漁業者による取組が水産資源の持続的利用の確保に反するものではないと認められること（改善指針第二）。

(ア) 漁業法第 124 条第 1 項の認定を受けた同項の協定に基づく資源管理

(イ) 持続的養殖生産確保法に基づき漁業協同組合等が作成する漁場改善計画の確実な実施

ウ 浜プラン等に位置付けられた漁業種類に係る改善計画については、漁村地域全体の活性化を図る観点から、同じ漁業経営の改善に向けた地域の取組である浜プラン等と調和のとれたものであること（改善指針第四）。

- 2 漁業経営の改善の内容及び実施時期及び漁業経営の改善を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法の各事項が漁業経営の改善を確実に遂行するため適切なものであること（法第 4 条第 3 項第 2 号）について

① 漁業経営の改善の内容について

ア 漁業経営の改善の内容が具体的であり、かつ、減価償却前利益、付加生産額、従業員一人当たりの減価償却前利益又は従業員一人当たりの付加生産額の向上に確実に繋がると認められるものであること。

イ 資源状況に照らして過大な設備投資や、地域で定められた資源管理に関する取り決めに反するような取組等の水産資源の持続的利用の確保に反する取組ではないと認められること（改善指針第二）。

② 必要な資金の額及びその調達方法について

資金計画について実現が見込まれるものであり、改善計画に掲げる措置を行う上で適切かつ有効なものであること。

第3 改善計画の認定手続等

1 認定行政庁は、改善計画の認定申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、認定基準に適合すると認めるときは、様式第1号の認定通知書を申請者に交付するものとする。

また、認定しないこととしたときは、様式第2号の不認定通知書に理由を付して、申請者に交付するものとする。

2 認定行政庁は、改善計画の認定に当たっては、委員会の設置や漁業者団体等の設置する協議会の利活用等により、学識経験者、会計士、経営コンサルタント等の外部専門家及び第6の関係機関の者の意見を聴取するよう努めることとする。

特に、地域連携型の改善計画の認定に当たっては、具体的な取組内容が連動しているか等についても確認する必要があるため、浜プラン等の策定主体（地域水産業再生委員会等）の構成員である漁業協同組合等及び市町村の意見を聴くよう努めることとする。

第4 改善計画の変更に関する認定手続等

1 規則別記様式第1号別紙3に記載した実施時期の同一年度内における変更等認定を受けた改善計画の趣旨を変えない範囲内での軽微な変更は、変更の認定を要しない。

2 認定行政庁は、改善計画の変更の申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、当該変更が認定基準に適合すると認めるときは、様式第3号の変更認定通知書を申請者に交付するものとする。

また、認定しないこととしたときは、様式第4号の変更不認定通知書に理由を付して、申請者に交付するものとする。

3 認定行政庁は、改善計画の認定を受けた漁業者又は漁業協同組合等（以下「経営改善漁業者」という。）から、当該改善計画の変更としてではなく、新規の改善計画の申請があり、これを適当として認定した場合において、当該取組中の改善計画の内容が当該新規の改善計画においても引き続き取り組まれていると認められる場合には、これを取り消すことを要しない。

第5 改善計画の認定取消手続等

- 1 認定行政庁は、改善計画の遂行に著しい支障が生じており改善計画に基づく漁業経営の改善のための措置（漁業に関する法令の遵守、自主的な資源管理又は漁場改善の取組など改善指針に照らして適切にとるべき措置を含む。）が実施されていないなど、経営改善漁業者が改善計画に従って漁業経営の改善のための措置を行っていないと認めるときは認定を取り消すことができる（令第3条第3項）。

なお、漁業に関する法令に違反して改善計画の認定を取り消された場合、当初予定していた改善計画期間中は新たな改善計画の認定を受けることができないものとする。

ただし、経営改善漁業者が相応の努力をした場合でも、資源量の変動等のやむを得ない事由により指標が達成できない場合もあることから、設定した指標が計画どおりに達成されていない場合であっても、当該指標を達成できなかったことについてやむを得ない事由があると認定行政庁が認めるときは、改善計画の認定の取消しは行わないものとする（改善指針第三）。

- 2 認定行政庁は、改善計画の認定を取り消すときは、経営改善漁業者に対して、あらかじめ様式第5号の改善計画の認定取消しに関する聴聞通知書により、処分理由を通知して、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定により聴聞を行うものとする。
- 3 認定行政庁は、認定の取消しに当たっては十分に事実確認を行うとともに、透明性を確保する観点から、第三者機関の意見も聴取した上で措置することが望ましい。なお、認定の取消しは、行政手続法（平成5年法律第88号）の不利益処分に該当し、同法第3章の規定の適用を受けることに留意する必要がある。
- 4 当該聴聞の結果は、経営改善漁業者に対して、
 - ① 当該改善計画の認定を取り消す処分を行ったときは、遅滞なく様式第6号の改善計画承認取消通知書により、
 - ② 当該改善計画の承認を取り消す処分を行わなかったときは、様式第7号の改善計画の承認取消しに関する聴聞の結果の通知書により、それぞれ、通知する。
- 5 認定行政庁は、改善計画を認定する際においても、漁業者の経営改善に向けた取組を促進する観点から、当該改善計画に記載された漁業経営を改善するためにとるべき措置を講じていないと認められる場合には、認定を取り消すことがあり得る旨を周知することが望ましい。
- 6 経営改善漁業者は、漁業経営改善支援資金（経営改善）及び漁業経営改善促進資金の融資対象者としての資格を失った場合は、既に貸付けを受けているこれらの資金に対する利子助成や利子補給等の支援措置は終了し、既に貸付けを受けている資金の取り扱いについては、それぞれの資金の貸付契約に従うものとする。
- 7 経営改善漁業者が漁業に関する法令に違反した場合の経営改善漁業者を対象とした支援措置の取り扱いについては、当該支援措置の規定に従うものとする。

第6 関係機関との連携等

認定行政庁は、漁業経営改善制度の適切かつ円滑な実施を確保するため、漁業協同組合、市町村、漁業協同組合連合会、株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあり

ては沖縄振興開発金融公庫）、農林中央金庫、信用漁業協同組合連合会、漁業調整委員会、資源管理協議会等の関係機関との連携を緊密にするものとする。

第7 指導及び助言

認定行政庁は、漁業者及び漁業協同組合等に対して、改善計画に係る認定手続及び支援策を周知し、また、漁業者又は漁業協同組合等からの相談に対し、適切な指導・援助を行うよう努めるものとする。

なお、融資希望又は信用保証についての付保希望を有する漁業者又は漁業協同組合等から改善計画の認定の申請について相談があった場合には、当該漁業者等に対し、改善計画の認定は融資等の申請の前提であり、融資機関等の審査が行われる旨説明すること。

また、認定希望者が債務超過である場合等については、例えば法第5条の再建計画制度の利用の検討を促すなど、希望者の経営状況を踏まえてよりふさわしい制度の紹介に努めること。

第8 実施状況の報告等

- 1 認定行政庁は、改善指針第四のロに基づき、経営改善漁業者に対し、改善計画の認定を受けてから2度目の事業年度終了日及び計画の最終事業年度終了日から起算して3か月以内に、様式第8号により改善計画の実施状況に関する報告を提出するよう求めるものとする。

上記の報告の際、自主的な資源管理又は漁場改善の取組の履行確認に必要な書面等（資源管理協議会若しくは漁業協同組合が発行する履行確認証明書又は認定行政庁が適当と認めるもの）を添付するよう求めるものとする。

また、上記の報告のほか、経営改善漁業者は、以下の①から③までのいずれかに該当することとなった場合には、様式第9号により、その旨を認定行政庁に処分が確定した日から30日以内に報告するものとする。

なお、処分が確定した日から30日以内に様式第9号による報告が提出されなかった場合、認定行政庁は改善計画の認定を取り消すことができるものとする。

- ① 漁業に関する法令の違反により、司法処分又は行政処分を受けた場合
- ② 資源管理協議会により、資源管理協定の履行が確認されなかった場合
- ③ 実施している漁場改善計画に関し、持続的養殖生産確保法第5条第2項に基づく認定漁場改善計画の取消しを受けた場合

- 2 1による報告（様式第9号によるものを除く。）の提出を受けた認定行政庁は、毎年、前年の7月1日からその年の6月30日までの間が提出の対象である報告をとりまとめ、7月15日までに水産庁（漁政部水産経営課企画調整担当）まで提出するものとする。

また、必要に応じて第6の関係機関や外部専門家の知見も活用しつつ、経営改善漁業者に対し、経営改善の実施方法や、場合によっては改善計画の変更について助言・指導を行うものとする。

- 3 認定行政庁は、改善計画の認定及び取消しに係る実績を、様式第10号により、毎年度、4月から9月分及び10月から翌年3月分に分けて取りまとめ、前者については10月15日までに、後者については4月15日までに、水産庁（漁政部水産経営課企画調整担当）まで報告するものとする。

また、当該報告を受けた水産庁は、これらの情報を取りまとめ、認定行政庁に対

し、提供するものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和6年3月31日までの間、第2の1の②のイの(ア)及び第8の1の②には、資源管理計画に基づく資源管理を含むものとし、資源管理計画に基づく資源管理に取り組む者の様式第6号の別紙7による報告については、なお従前の例による。
- 3 本通知の施行前に改善計画の類型が一般型として認定された改善計画における様式第8号の改善計画の類型は、一般型のその他を選択するものとする。

附 則

この通知は、令和7年4月1日から施行する。

(様式第 1 号)

番 号

年月日

殿

行政庁名

改善計画に係る認定について

年 月 日付けで申請のあった改善計画については、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和 51 年法律第 43 号）第 4 条第 3 項に基づき認定する。

(様式第 2 号)

番 号
年月日

殿

行政庁名

改善計画に係る不認定について

年 月 日付けで申請のあった改善計画については、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和 51 年法律第 43 号）第 4 条第 3 項に基づき、下記の理由により不認定とする。

記

不認定の理由

（教示）

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、農林水産大臣に対し審査請求することができる（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなる。）。

また、この処分に対し取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。

(様式第 3 号)

番 号

年月日

殿

行政庁名

改善計画に係る変更の認定について

年 月 日付けで変更申請のあった改善計画については、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令（昭和 51 年政令第 132 号）第 3 条第 2 項に基づき認定する。

殿

行政庁名

改善計画に係る変更の不認定について

年 月 日付けで変更申請のあった改善計画については、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令（昭和 51 年政令第 132 号）第 3 条第 2 項に基づき、下記の理由により不認定とする。

記

不認定の理由

（教示）

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、農林水産大臣に対し審査請求することができる（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなる。）。

また、この処分に対し取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。

殿

行政庁名

改善計画の認定取消しに関する聴聞通知書

年 月 日付けで認定した改善計画については、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令（昭和 51 年政令第 132 号）第 3 条第 3 項の規定に基づき、認定を取り消す予定である。

ついては、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき聴聞を行うので、同法第 15 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり通知する。

なお、正当な理由なく、聴聞の期日に出頭せず、陳述書及び証拠書類又は証拠物の提出もない場合には、改めて意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物を提出する機会も与えることなく、聴聞を終結することとなるので、承知されたい。

記

1 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項

（1）予定される不利益処分の内容

年 月 日付けで認定した改善計画の認定取消し

（2）根拠となる法令の条項

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令第 3 条第 3 項

2 不利益処分の原因となる事実

（具体的事実を記載）

3 聴聞の期日及び場所

期 日： 年 月 日（ ）

場 所：（住所を記載）

4 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

（組織の名称及び所在地を記載）

5 陳述書の提出先及び提出期限

（1）提出先

① 送付先：

② 担当者：

③ 連絡先：

（2）提出期限

年 月 日（ ）まで

6 教示事項

- ① 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という）を提出し、又は、聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができる。
※ 陳述書には、提出する者の氏名及び住所、聴聞の件名並びに陳述書に係る事案について意見を記載する。
- ② 聴聞が終結するまでの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。
※ この閲覧を請求するときは、請求者の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする資料の標目を記載した書面を提出すること。
ただし、聴聞の期日における審理の進行に応じて当該閲覧の請求が必要となった場合には、口頭ですることができる。

7 留意事項

- ①（聴聞に関する事務を所掌する組織名を記載）に出頭する場合には、あらかじめその日時を担当と打ち合わせること。
- ② 代理人を出頭させる場合には、代理人の資格を書面（委任状等）で証明し、同人に持参させること。
- ③ 出頭者は、本人の印鑑を持参すること。

（備考）

- 1 聴聞の期日は、施行日の10日後とする。ただし、10日後が土日祝となる場合には、その直後の平日とする。
- 2 陳述書の提出期限は、施行日の10日後とする。郵送により提出する場合には、同日までに到着するものとする。

殿

行政庁名

改善計画に係る認定の取消しについて

年 月 日付けで認定を受けた改善計画については、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和 51 年法律第 43 号）第 3 条第 3 項に基づき、下記の理由により認定を取り消す。

記

認定を取り消す理由

（教示）

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、農林水産大臣に対し審査請求することができる（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなる。）。

また、この処分に対し取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。

(様式第 7 号)

番 号

年月日

殿

行政庁名

改善計画の認定取消しに関する聴聞の結果の通知書

年 月 日付けで認定を受けた改善計画については、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき聴聞を行った結果、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置施行令（昭和 51 年政令第 132 号）第 3 条第 3 項の規定に基づく認定の取消しは行わないこととしたので通知する。

(様式第 8 号)

改善計画の実施状況に関する報告

年 月 日

都道府県知事 殿
(農林水産大臣)

住 所

名称及び代表者の氏名
(個人の場合は氏名)

年 月 日付けで認定を受けた改善計画の実施状況について、次のとおり報告します。

(記載要領)

- 1 改善計画の認定を受けてから 2 度目の事業年度終了後の報告については、別紙 1、2、3 及び 7 (漁業協同組合等の場合は別紙 1、2、4 及び 7) に記載すること。
- 2 改善計画の最終事業年度終了後の報告については、別紙 1、2、5 及び 7 (漁業協同組合等の場合は別紙 1、2、6 及び 7) に記載すること。
- 3 漁業者又は漁業協同組合等が共同で改善計画を作成した場合には、別紙 1 及び 2 にすべての参加者について取りまとめて記載するとともに、別紙 3 又は 5 及び 7 (漁業協同組合等の場合は別紙 4 又は 6 及び 7) に参加者ごとに記載すること。
- 4 別紙 1 の「1 改善計画認定時の情報」の「計画期間」の欄には、認定を受けた計画期間を、「改善計画の類型」、「営む漁業の概要」及び「資源管理又は漁場改善の取組概要」の欄については、改善計画の別紙 1 に記載した内容をそれぞれ記載すること。
また、「3 取組状況」の欄については、以下の項目について簡潔に記載すること。
 - ・経営の向上の程度を示す指標の達成状況及びコメント
 - ・補助的指標を定めた場合にあっては当該指標の達成状況及びコメント
 - ・設備投資計画(改善計画の別紙 8)に記載した事項の実施状況及びコメント
 - ・その他
- 5 別紙 2 については、以下の要領で記載すること。
実施状況：◎計画どおり実行できた。 ○ほぼ計画どおり実行できた。
 △実行したが不十分。 ×ほとんど実行できなかった。
効 果：◎効果が十分あがった。 ○ほぼ予定どおりの効果が得られた。
 △効果が少しあった。 ×ほとんど効果がなかった。
対 策：効果が△又は×であった場合に、十分な効果をあげるための対策を記載。
- 6 別紙 3 から別紙 7 までについては、表に各年度の実績等を記入すること。また、表下部のアからエまでの中から計画額や目標値を達成できなかった原因を選択するとともに、その下に原因の詳細を記載すること。
- 7 別紙 7 の「6 自主的な資源管理又は漁場改善の取組概要」の欄については、改善計画の期間中に実施した資源管理又は漁場改善の取組の概要(計画名、取組概要)を簡潔に記載すること。

と。また、同取組を確実に実施したことを証す書面等を添付すること。

なお、改善計画の別紙１の資源管理又は漁場改善の取組概要でその他を選択した経営改善漁業者は、別紙７の提出を要しない。

(様式第 9 号)

改善計画の実施状況のうち漁業に関する法令の違反による処分等に関する報告

年 月 日

都道府県知事 殿
(農林水産大臣)

住 所
名称及び代表者の氏名
(個人の場合は氏名)

年 月 日付けで認定を受けた改善計画の実施状況について、下記の事案が発生したので、報告します。

記

- ☐ 漁業に関する法令の違反により、司法処分又は行政処分を受けた
- ☐ 資源管理協議会により資源管理協定の履行が確認されなかった
- ☐ 漁場改善計画に関し、持続的養殖生産確保法第 5 条第 2 項に基づく認定漁場改善計画の取消しを受けた

処分等の概要

(備考) 該当する箇所にレ印を付け、必要事項を記載すること。

(様式第 10 号)

漁業経営改善計画の認定状況調査報告書様式 (その 1)

認定行政庁名

No. 1

認定者名			主たる漁業種類		
改善計画の類型	☐ 一般型 (新規事業の実施、新たな技術・手法の導入、新たな資源管理の実施、環境に配慮した事業活動の実施、新たな販売手法の導入・販路の開拓、組織再編又は他の事業者との連携強化、その他)、 ☐ 地域連携型、 ☐ 新規就業者型				
改善計画の概要	計画の区分: 単独・共同	計画期間: 年 月 ~ 年 月	認定年月日: 年 月 日		
※主たる取組を簡潔に記載					
利用支援措置					
融	株式会社日本政策金融公庫資金 (沖縄振興開発金融公庫資金)	設備資金	漁船 漁具 その他施設 共同利用施設		
		長期運転資金	※具体的な資金使途		
資	漁業経営改善促進資金(短期運転資金)		は い いいえ		
漁業権の移転		は い いいえ			
支援措置		※支援運営主体名、具体的な支援措置を記載			

No. 2

認定者名			主たる漁業種類		
改善計画の類型	☐ 一般型 (新規事業の実施、新たな技術・手法の導入、新たな資源管理の実施、環境に配慮した事業活動の実施、新たな販売手法の導入・販路の開拓、組織再編又は他の事業者との連携強化、その他)、 ☐ 地域連携型、 ☐ 新規就業者型				
改善計画の概要	計画の区分: 単独・共同	計画期間: 年 月 ~ 年 月	認定年月日: 年 月 日		
※主たる取組を簡潔に記載					
利用支援措置					
融	株式会社日本政策金融公庫資金 (沖縄振興開発金融公庫資金)	設備資金	漁船 漁具 その他施設 共同利用施設		
		長期運転資金	※具体的な資金使途		
資	漁業経営改善促進資金(短期運転資金)		は い いいえ		
漁業権の移転		は い いいえ			
支援措置		※支援運営主体名、具体的な支援措置を記載			

No. 3

認定者名			主たる漁業種類		
改善計画の類型	☐ 一般型 (新規事業の実施、新たな技術・手法の導入、新たな資源管理の実施、環境に配慮した事業活動の実施、新たな販売手法の導入・販路の開拓、組織再編又は他の事業者との連携強化、その他)、 ☐ 地域連携型、 ☐ 新規就業者型				
改善計画の概要	計画の区分: 単独・共同	計画期間: 年 月 ~ 年 月	認定年月日: 年 月 日		
※主たる取組を簡潔に記載					
利用支援措置					
融	株式会社日本政策金融公庫資金 (沖縄振興開発金融公庫資金)	設備資金	漁船 漁具 その他施設 共同利用施設		
		長期運転資金	※具体的な資金使途		
資	漁業経営改善促進資金(短期運転資金)		は い いいえ		
漁業権の移転		は い いいえ			
支援措置		※支援運営主体名、具体的な支援措置を記載			

◎各欄に必要事項を記載するか又は該当個所に○若しくはレ印を付けること。なお、改善計画の種類の欄については、改善計画の三種類のうちいずれか一つにレ印を付し、「一般型」を選択する場合は、レ印に加え、()内の該当する取組に○を付すこと。

漁業経営改善計画の認定状況調査報告書様式（その２：変更用）

認定行政庁名

No. 1

認定者名	該当認定状況報告書			年月日付け No. ○○
改善計画の類型	□一般型（新規事業の実施、新たな技術・手法の導入、新たな資源管理の実施、環境に配慮した事業活動の実施、新たな販売手法の導入・販路の開拓、組織再編又は他の事業者との連携強化、その他）、□地域連携型、□新規就業者型			
改善計画の概要	計画の区分：単独・共同	計画期間：年 月～年 月	認定年月日：年 月 日	
※主たる変更点を簡潔に記載				
利用支援措置				
融	株式会社日本政策金融公庫資金 (沖縄振興開発金融公庫資金)	設備資金	漁船 漁具 その他施設	共同利用施設
資		長期運転資金	※具体的な資金使途	
	漁業経営改善促進資金(短期運転資金)		は い いいえ	
漁業権の移転		は い いいえ		
支援措置		※支援運営主体名、具体的な支援措置を記載		

No. 2

認定者名	該当認定状況報告書			年月日付け No. ○○
改善計画の類型	□一般型（新規事業の実施、新たな技術・手法の導入、新たな資源管理の実施、環境に配慮した事業活動の実施、新たな販売手法の導入・販路の開拓、組織再編又は他の事業者との連携強化、その他）、□地域連携型、□新規就業者型			
改善計画の概要	計画の区分：単独・共同	計画期間：年 月～年 月	認定年月日：年 月 日	
※主たる変更点を簡潔に記載				
利用支援措置				
融	株式会社日本政策金融公庫資金 (沖縄振興開発金融公庫資金)	設備資金	漁船 漁具 その他施設	共同利用施設
資		長期運転資金	※具体的な資金使途	
	漁業経営改善促進資金(短期運転資金)		は い いいえ	
漁業権の移転		は い いいえ		
支援措置		※支援運営主体名、具体的な支援措置を記載		

No. 3

認定者名	該当認定状況報告書			年月日付け No. ○○
改善計画の類型	□一般型（新規事業の実施、新たな技術・手法の導入、新たな資源管理の実施、環境に配慮した事業活動の実施、新たな販売手法の導入・販路の開拓、組織再編又は他の事業者との連携強化、その他）、□地域連携型、□新規就業者型			
改善計画の概要	計画の区分：単独・共同	計画期間：年 月～年 月	認定年月日：年 月 日	
※主たる変更点を簡潔に記載				
利用支援措置				
融	株式会社日本政策金融公庫資金 (沖縄振興開発金融公庫資金)	設備資金	漁船 漁具 その他施設	共同利用施設
資		長期運転資金	※具体的な資金使途	
	漁業経営改善促進資金(短期運転資金)		は い いいえ	
漁業権の移転		は い いいえ		
支援措置		※支援運営主体名、具体的な支援措置を記載		

◎各欄に必要事項を記載するか又は該当個所に○を付けること。なお、改善計画の種類の欄については、改善計画の三種類のうちいずれか一つにレ印を付し、「一般型」を選択する場合は、レ印に加え、() 内の該当する取組に○を付すこと。

◎「該当認定状況報告書」欄には、既に報告している認定状況報告書の日付と該当 No. を記入すること。

漁業経営改善計画の認定状況調査報告書様式（その３：取消用）

都道府県名

No. 1

認定者名		該当認定状況報告書	年月日付けNo. ○○
取消理由の概要 ※取消理由を簡潔に記載			

No. 2

認定者名		該当認定状況報告書	年月日付けNo. ○○
取消理由の概要 ※取消理由を簡潔に記載			

No. 3

認定者名		該当認定状況報告書	年月日付けNo. ○○
取消理由の概要 ※取消理由を簡潔に記載			

No. 4

認定者名		該当認定状況報告書	年月日付けNo. ○○
取消理由の概要 ※取消理由を簡潔に記載			

No. 5

認定者名		該当認定状況報告書	年月日付けNo. ○○
取消理由の概要 ※取消理由を簡潔に記載			

No. 6

認定者名		該当認定状況報告書	年月日付けNo. ○○
取消理由の概要 ※取消理由を簡潔に記載			

◎「該当認定状況報告書」欄には、既に報告している認定状況報告書（変更を含む）の日付と該当No. を記入すること

別記

記載上の留意事項

申請者は、規則別記様式第1号の記載要領によるほか、以下の記載上の留意事項に従って、改善計画の必要事項を記載すること。

1 記載すべき別紙の種類

記載すべき別紙の種類については、参考1を参照のこと。

2 別紙1及び別紙2について

- (1) 別紙1の「営む漁業の概要」の欄については、申請者の営む漁業種類、対象とする魚種、漁業種類ごとの漁船総トン数（兼業の場合その旨記載）等を記載する。なお、共同で改善計画を作成する場合は、個別経営体ごとに記載した書面を添付すること。
- (2) 別紙2の「構成員の営む漁業の概要」の欄については、業種の名称及び漁業の概要を記載すること。漁業の概要については、①構成員の経営の現状、②経営体数、③従業員数、④漁獲量及び漁獲金額、⑤資源の状況、⑥資源利用の適正化への取組状況、⑦国際規制等、⑧労働力事情（労働環境等の状況を含む）、⑨魚価及び取引・流通形態、⑩経営体の規模別分布、⑪他業種漁船導入状況、⑫漁船の兼業化状況、⑬その他についてできるだけ記載した書面を添付すること。
- (3) 別紙1又は別紙2の「漁業経営の改善の目標」の欄については、計数を盛り込むなどの工夫をして具体的に記載すること。
- (4) 別紙2の「構成員の漁業経営の改善を推進する必要性」の欄については、①漁業協同組合等がその構成員のために漁業経営の改善を推進するための措置を実施する必要性、②漁業協同組合等が事業実施主体となって施設整備等を行う必要性等について記載すること。
- (5) 漁業協同組合等が漁業者と共同で改善計画を作成する場合は、別紙2の「構成員の漁業経営の改善に与える効果」の欄に、漁業協同組合等が改善計画を実施することによる漁業者の経営向上への効果の見通しを記載するとともに、「経営の向上の程度を示す指標」の欄に共同で改善計画を作成する漁業者についての数値を記載すること。
- (6) 漁業協同組合等が単独で改善計画を作成する場合は、別紙2の「構成員の漁業経営の改善に与える効果」の欄に、漁業協同組合等が改善計画を実施することによる構成員の漁業経営の向上への効果の見通しを記載し、「経営の向上の程度を示す指標」の欄には記載しない。
- (7) 別紙1又は2の「経営の向上の程度を示す指標」の「現状」の欄については、別紙4の「直近期末」の欄の数値を記載すること。

ただし、用いようとする指標について年による変動が著しく大きいと認められる漁業者にあつては、認定行政庁とも相談の上、当該指標の過去5か年の実績から、最大の年と最小の年の実績を除いた3か年（採用した年を欄外に記載すること。）の平均値を算出して、「現状」の値として用いることができる。この場合、別紙4の「2年前」の欄の左側に「4年前」及び「3年前」の欄を設け、それぞれの年の実績を記載するとともに、「直近期末」の欄の右側に「現状」の欄を設け、用いようとする3か年の平均値を記載するものとする。その他、経営循環上売上が定まらない年がある場合はこれを除外して現状値を算出する等、現状が適切に把握し得るものを採用すること。

また、経営体の決算確定前において、当該決算期の期末を現状として改善計画を作成することが、過去の数値及び当該決算にかかる事業年度の現状等から合理的であると認められる場合には、過去の数値及び当該事業年度の現状等から決算見込値を算定しこれを「現状」の値として用いることができる。この場合、別紙４の「２年前」の欄の左側に推定に利用した年度の欄を設け、それぞれの年の実績を記載するとともに、「直近期末」の欄の右側に「現状」の欄を設け、見込値を記載するとともに、その妥当性を示す資料を提出するものとする。

(8) 別紙１又は２の「伸び率」については、小数点以下１桁を四捨五入して差し支えない。

3 別紙３について

別紙３の記載方法は次のとおりとする。なお、自己評価は、経営改善漁業者が自ら改善計画の進捗状況、効果を定期的に点検するために行うものである。

- ① 「番号」の欄については、１、２、１－１、１－２、１－１－１、１－１－２のように実施項目を関連づけて記載すること。
- ② 「実施項目」の欄については、具体的な実施内容を記載すること。
- ③ 「実施時期」の欄については、実施項目を開始する時期を４半期単位で記載すること。この場合、１－１は初年の最初の四半期に開始することを、３－４は３年目の第４四半期に開始することを意味する。
- ④ 「自己評価基準」の欄については、できるかぎり定量化した基準を設定することとするが、取締役会や監査役会の評価など定性的な基準でも可とする。
- ⑤ 「自己評価頻度」の欄については、改善計画の進捗状況を評価する頻度又は時期を毎月、隔月、四半期、半年、１年、半年後、１年後などと記載すること。

4 別紙４について

(1) 別紙４の記載に当たっては、直近３か年の決算書をもとに記入すること。なお、創業３年未満の場合は、記入できる範囲を記載すること。

(2) 「付加生産額」の算出に当たっては、以下の点に留意すること。

- ① 漁業を含めた経営体全体の数値を用いること（ただし、漁業協同組合等が自ら漁業を営む場合であって、当該漁業に関する会計を区分して経理している場合には、これによる数値を用いることもできるので、この場合には、別紙４においてもこれを記載すること）
- ② 人件費は、以下の全項目を含む総額とすること
 - ア 売上原価に含まれる労務費（福利厚生費、退職金等を含む）
 - イ 一般管理費に含まれる役員給与、従業員給与、賞与及び賞与引当金繰入、福利厚生費、退職金、退職給与引当金繰入
 - ウ 短時間労働者の給与を外注費等で処理した場合の当該費用（派遣労働者を除く）
- ③ 減価償却費は、以下の全項目を含む総額とすること
 - ア 減価償却費（繰延資産の償却額を含む）
 - イ リース、レンタル費用（損金算入されるもの）

(3) 「従業員一人当たりの付加生産額」の算出に当たっては、以下の点に留意すること。

- ① 短時間労働者については、１日に４時間勤務をする者を０.５人と計算するなど勤務時間によって従業員数を調整すること

- ② 「付加生産額」の算出に当たっての人件費の取扱いと整合性を図るため、派遣労働者は従業員数に含めないものとする
- (4) 「減価償却前利益」及び「従業員一人当たりの減価償却前利益」の算出に当たっては、上記(2)及び(3)の留意事項に準じて行うこと。
- (5) 以下の科目の関係は次のとおりとすること。
 - ⑥営業外損益＝損益計算書の営業外収益－損益計算書の営業外費用
 - ⑬設備投資額の合計と、別紙8の設備投資額の合計は一致する

5 別紙5について

過去3か年の貸借対照表をもとに記載すること。漁業権を貸借対照表に計上している場合は、無形固定資産に含めること。なお、創業3年未満の場合は、記入できる範囲を記載すること。また、改善計画が漁船への設備投資等を主たる内容とせず、金融上の支援措置（改善計画の認定を要件とするものに限る。）を予定していない計画の場合であって、申請者が税務等会計処理において簡易帳簿（複式簿記でない帳簿）での処理を常としている場合には、別紙5に代えて、当該改善計画の妥当性を認定行政庁において総合的に判断し得る資料等によることもできるので、事前に認定行政庁と相談すること。

6 別紙6について

別紙6の記載に当たっては、直近3ヶ年の決算書をもとに記載すること。なお、創業3年未満の場合は、記入できる範囲を記載すること。

7 別紙7について

- (1) 株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあつては、沖縄振興開発金融公庫）、民間金融機関の別に借入を希望する金額を資金ごと・年度ごとに記入すること。

また、民間金融機関から借入を希望する場合については、借入予定金融機関名を記載すること。
- (2) 借入を希望する資金については、漁業経営改善支援資金（経営改善）、漁業近代化資金、漁業経営改善促進資金等の経営改善に必要な資金を記載し、法第8条に基づく漁業経営維持安定資金等のいわゆる負債整理資金等については記載しないこと。
- (3) 借入期間1年以内の運転資金については、年度内の借入残高の最高額（極度貸付による場合は極度額）を記載すること。
- (4) なお、漁業経営改善促進資金の利用は、中小漁業融資保証法第2条第1項の中小漁業者等に限られるので注意すること（同法第4条第1項第3号）。

8 その他

(1) 改善計画の計画期間

改善計画の計画期間は、原則として第2の1の①のアに定める期間とする。

なお、これらの期間によりがたい特段の理由がある場合には、事前に認定行政庁と相談の上、認定行政庁がやむを得ないと判断した場合には、必要最小限の範囲で調整することができる。

(2) 申請書の提出部数及び添付資料

- ① 改善計画の認定申請に当たっては、規則別記様式第 1 号で定める認定申請書の正本 1 通を提出すること。
- ② 漁業協同組合等が単独で又は共同で改善計画を作成する場合にあつては、当該漁業協同組合等に係る直近 3 期分の営業報告書又は事業報告書、貸借対照表及び損益計算書を添付すること。なお、2 の(7) において現状値を推定するため、これら以外の事業年度の決算を利用することとなった場合には、当該決算期の営業報告書又は事業報告書、貸借対照表及び損益計算書も添付すること。

(3) 申請書提出先

申請書提出先については、参考 2 を参照のこと。

(参考1)

記載すべき別紙の種類

別紙	1	2	3	4	5	6	7	8	9
漁業者が単独で改善計画を作成	○		○	○	○		○	○	○
漁業者が共同で改善計画を作成	○		○	○	○		○	○	○
	すべての漁業者について取りまとめて記載			漁業者ごとに記載					
漁業協同組合等が単独で改善計画を作成		○	○			○	○	○	
漁業協同組合等が共同で改善計画を作成		○	○			○	○	○	
	すべての漁業協同組合等について取りまとめて記載			漁業協同組合等ごとに記載					
漁業者と漁業協同組合等が共同で改善計画を作成		○	○	○	○		○	○	○
	すべての参加者について取りまとめて記載			漁業者ごとに記載					
						○	○	○	○
				漁業協同組合等ごとに記載					

(参考2)

申 請 書 提 出 先

1 単独で計画を作成する場合

申 請 者	形 態	提 出 先
漁業者	・ 政令指定業種の漁業を主として営む漁業者（以下「政令指定漁業者」という。）	農林水産大臣
漁業協同組合等	・ 政令指定漁業者を構成員とするもの ・ 政令指定業種以外を主として営む者（以下「政令指定外漁業者」という。）を構成員とするものであって、地区又は事業が二以上の県に及ぶもの	
漁業者	・ 政令指定外漁業者	都道府県知事
漁業協同組合等	・ 政令指定外漁業者を構成員とするものであって、地区又は事業が一県内に限られるもの（地区組合等）	

2 共同で計画を作成する場合

申 請 者	形 態	提 出 先
複数の漁業者	・ 代表者に政令指定漁業者が含まれる場合 ・ 代表者が政令指定外漁業者であって、代表者の住所地が二以上の県に及ぶもの	農林水産大臣
漁業者と漁業協同組合等	・ 代表者に政令指定漁業者又は地区組合等以外の団体が含まれる場合 ・ 代表者が政令指定外漁業者又は地区組合等であって、代表者の住所地、地区又は事業が二以上の県に及ぶ場合	
複数の漁業協同組合等	・ 代表者に地区組合等以外の団体が含まれる場合 ・ 代表者が地区組合等であって、代表者の地区又は事業が二以上の県に及ぶ場合	
複数の漁業者	・ 代表者が政令指定外漁業者であって、すべての代表者の住所地が同一都道府県である場合	都道府県知事
漁業者と漁業協同組合等	・ 代表者が政令指定外漁業者又は地区組合等であって、すべての代表者の住所地、地区又は事業が同一都道府県である場合	
複数の漁業協同組合	・ 代表者が地区組合等であって、すべての代表者の地区又は事業が同一都道府県である場合	

(参考3)

新規就業者型対象者推薦書(例)

1. 漁業者名 : (船名 : 、漁業種類 :)
2. 漁業経営開始年月 : 年 月(開始後 年 か月)
3. 漁業経験 : ① 漁業 年 か月、② 漁業 年 か月(期間重複可)
4. 研修実績 : ①研修名 : (年 月～ 年 月)
②研修名 : (年 月～ 年 月)

1の漁業者については、漁業経営開始後3年未満であるが、一定の漁労に関する知識及び技術を有すると認められる。

なお、当漁業協同組合における同一の漁業種類を営む者(人中 人)の減価償却前利益の平均値は、 万円(年度)である。

(意見等)

--

年 月 日

漁業協同組合
代表理事組合長

- (注1) なお書きの平均値の算定に当たっては、原則直近の数値を使用すること。
- (注2) 本書を作成した漁業協同組合は、なお書きの平均値の計算根拠を改善計画終了時まで保管し、認定行政庁から提示を求められたときは提示すること。
- (注3) 行政庁(市町村等)が推薦を行う場合は漁業協同組合の例に準じて記載すること。

改善計画の実施状況に関する報告

1 改善計画認定時の情報

計画期間	改善計画の類型	営む漁業の概要	資源管理又は漁場改善の取組概要
年 月 日 から 年 月 日まで	☐ 一般型(新規事業の実施、新たな技術・手法の導入、新たな資源管理の実施、環境に配慮した事業活動の実施、新たな販売手法の導入・販路の開拓、組織再編又は他の事業者との連携強化、その他)、 ☐ 地域連携型、 ☐ 新規就業者型		☐ 資源管理、 ☐ 漁場改善、 ☐ その他()

2-1 経営向上の程度を示す指標

(単位:千円、%)

	基準年の値	現状値 (目標値)	伸び率 (目標伸び率)
☐ 減価償却前利益、 ☐ 付加生産額、 ☐ 従業員一人当たり減価償却前利益、 ☐ 従業員一人当たり付加生産額		()	()

(注) 改善計画の目標とした指標に^レ印を付すこと。

2-2 補助的指標

(単位:千円、%)

名 称	計 算 式	基準年の値	現状値 (目標値)	伸び率 (目標伸び率)
			()	()
			()	()

(注) 改善計画作成時に補助的指標を用いることとした者のみ記載のこと。

3 取組状況

--

4 実施計画の実施状況

[illegible]

5 損 益 状 況

漁 業 者 名 _____

(単位:千円)

番号	項目	基準年	1年目 計 画	1年目 実 績	2年目 計 画	2年目 実 績
①	売上高					
②	売上原価					
③	売上総利益					
④	販売費及び一般管理費					
⑤	営業利益					
⑥	営業外損益					
⑦	経常利益					
⑧	人件費					
⑨	減価償却費					
⑩	従業員数					
⑪	付加生産額					
⑫	従業員一人当たりの 付加生産額					
⑬	減価償却前利益					
⑭	従業員一人当たりの 減価償却前利益					

実績額が計画額未満になった漁業者は、その原因を以下のアからエまでの中から選択すること。(複数選択可)

ア:不漁のため。

イ:災害や天候のため。

ウ:設備等の投資により支出額が大きかったため。

エ:その他

<原因の詳細>

5 損 益 状 況

漁業協同組合等の名称

(単位:千円)

番号	項目	基準年	1年目 計 画	1年目 実 績	2年目 計 画	2年目 実 績
①	取扱高					
②	事業総利益					
③	事業管理費					
④	事業利益					
⑤	事業外収益					
⑥	事業外費用					
⑦	経常利益					
⑧	特別損益					
⑨	税引前当期利益					
⑩	法人税等充当額					
⑪	税引後当期剰余金					
⑫	前期繰越剰余金					
⑬	当期未処分剰余金					

実績額が計画額未満になった漁業協同組合等は、その原因を以下のアからエまでの中から選択すること。(複数選択可)

ア:不漁のため。

イ:災害や天候のため。

ウ:設備等の投資により支出額が大きかったため。

エ:その他

<原因の詳細>

5 損 益 状 況

漁 業 者 名 _____

(単位:千円)

番号	項目	基準年	1年目 実 績	2年目 実 績	3年目 実 績	4年目 実 績	5年目 実 績
①	売上高						
②	売上原価						
③	売上総利益						
④	販売費及び一般管理費						
⑤	営業利益						
⑥	営業外損益						
⑦	経常利益						
⑧	人件費						
⑨	減価償却費						
⑩	従業員数						
⑪	付加生産額						
⑫	従業員一人当たりの 付加生産額						
⑬	減価償却前利益						
⑭	従業員一人当たりの 減価償却前利益						

改善計画最終年度の実績額が目標値未満になった漁業者は、その原因を以下のアからエまでの中から選択すること。(複数選択可)

ア:不漁のため。

イ:災害や天候のため。

ウ:病気やけがのため。

エ:その他

<原因の詳細>

5 損 益 状 況

漁業協同組合等の名称

(単位:千円)

番号	項目	基準年	1年目 実 績	2年目 実 績	3年目 実 績	4年目 実 績	5年目 実 績
①	取扱高						
②	事業総利益						
③	事業管理費						
④	事業利益						
⑤	事業外収益						
⑥	事業外費用						
⑦	経常利益						
⑧	特別損益						
⑨	税引前当期利益						
⑩	法人税等充当額						
⑪	税引後当期剰余金						
⑫	前期繰越剰余金						
⑬	当期末処分剰余金						

改善計画最終年度の実績額が目標値未満になった漁業協同組合等は、その原因を以下のアからエまでの中から選択すること。(複数選択可)

ア:不漁のため。

イ:災害や天候のため。

ウ:病気やけがのため。

エ:その他

<原因の詳細>

6 自主的な資源管理又は漁場改善の取組概要

(資源管理協定名)

(取組期間) 年 月～ 年 月

(取組概要)

(注1) 取組期間は、2年経過後の報告の場合にあつては、改善計画開始月から2年間とし、計画終了後の報告の場合にあつては、3年目開始月から同計画終了までの期間とすること。

(注2) 報告に当たっては、取組期間中に本取組を確実に実施したことを証す書面等(資源管理協議会又は漁業協同組合が発行する履行確認証明書若しくは認定行政庁が適当と認めるもの)を添付すること。

(履行確認証明書例：資源管理協定の場合)

資源管理協定履行確認証明書

1. 経営改善漁業者名：(船名：、漁業種類：、所属漁協名：)
2. 漁業経営改善計画期間：年 月～ 年 月
3. 資源管理協定名：
4. 資源管理措置(自主的措置)として実施(又は遵守)した取組：

1の経営改善漁業者は、4の取組に係る履行確認を実施した結果、年 月から 年 月の間において適切に履行したことを証明する。(※)

年 月 日

資源管理協議会会長

※ 2年経過後の報告に添付する場合の証明期間は、漁業経営改善計画開始月から2年間とし、計画終了後の報告に添付する場合の証明期間は、3年目開始月から計画終了までの期間とする。

(履行確認証明書例：漁場改善計画の場合)

漁場改善計画履行確認証明書

1. 経営改善漁業者名：(漁業種類：)
2. 漁業経営改善計画期間：年 月～ 年 月
3. 漁場改善計画名：
4. 養殖漁場の改善を図るための措置として実施(又は遵守)した取組：

1の経営改善漁業者について、当組合が作成した3の漁場改善計画に参加し、年 月から 年 月の間、4の取組を適切に実施(又は遵守)したことを証明する。(※)

年 月 日

漁業協同組合代表理事組合長

※ 2年経過後の報告に添付する場合の証明期間は、漁業経営改善計画開始月から2年間とし、計画終了後の報告に添付する場合の証明期間は、3年目開始月から計画終了までの期間とする。